

※申込書類の提出前に、ご確認ください。

申込者	
-----	--

## 「住宅の応急修理」申込チェックシート

### 【対象の建物】

申込の建物は住宅ですか。

住宅・住宅の部分

※住宅以外(倉庫・車庫等、空家)は今回の申込の対象外です。

※借家の場合は、条件・その他必要書類があるため、霧島市ホームページの「住宅の応急修理制度に係る Q&A の 23 番」をご確認のうえ、建築指導課にご相談ください。

### 【必要書類】

必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

①応急修理申込書〔様式第 1-1 号〕

(※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていませんか？)

住宅の被害状況に関する申出書〔様式第 1-2 号〕

②り災証明書(写し)

③修理前の被害状況が分かる写真〔様式第 9 号〕

④修理見積書〔様式第 3 号〕

(※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。)

内訳明細書(修理業者の見積書で可)

修理見積書(総括表)〔様式 11〕 ※修理業者が複数の場合のみ

⑤資力に関する申出書〔様式第 2-1 号〕

### 【対象者要件】

「被害の区分」はどれに該当しますか？(り災証明書を確認)

全壊       大規模半壊       中規模半壊

半壊       準半壊

### 【修理見積書依頼状況】

依頼済 (修理業者名: \_\_\_\_\_ )

未依頼(修理業者の当てはある)

未依頼(修理業者を探している段階)

災害救助法の住宅の応急修理申込書

霧島市長 中重 真一 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。  
なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

氏名	
被害を受けた住宅の所在地	霧島市
現在の住所	
生年月日	明治 大正 年 月 日 ( 歳 ) 昭和 平成
連絡先	( 自宅・携帯・勤務先 ) ( 会社名: )
メールアドレス	

1 被災日	令和 年 月 日
2 災害名	令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨
3 住宅の被害の程度	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 ※市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に”○”を付けてください。 ※中規模半壊・半壊・準半壊の場合は、「資力に係る申出書(様式第2-1号)」も併せて提出してください。
4 被害を受けた住宅の部位 ※該当箇所に○を付けてください	・屋根 ・サッシ ・柱 ・上下水道の配管 ・床 ・ガスの配管 ・外壁 ・給排水設備の配管 ・基礎 ・電気,電話線,テレビ線の配線 ・梁 ・トイレ ・ドア ・浴室 ・窓 ・その他( )

受付欄
-----

様式第1-2号「災害救助法の住宅の応急修理申込書」に添付

住宅の被害状況に関する申出書(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

霧島市長 中重 真一 様

現在の  
住所

氏名

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。(例)居間の床及び壁、便所の床及び便器

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室(居間・寝室)、台所、便所、浴室これらをつなぐ廊下です

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- 床組または下地板が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上げ材のみの不具合 → 制度の対象外です。

※ 床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- 柱・はり又は下地材が壊れている
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)

※壁の構造は ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など) からなっています。

③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。

資力に関する申出書

霧島市長 中重 真一 様

私、 \_\_\_\_\_ は、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨のため、  
住家が(中規模半壊・半壊・準半壊)しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願い  
します。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申 出 者	被害を受けた住宅の所在地 霧島市
	現在の住所
	氏名

## 修理見積書

( 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 )

※ 霧島市が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額(総工事費) 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 円 (消費税込)

■ 応急修理工事費の内訳 ※下表に関する内訳明細書を添付(修理業者の見積書で可)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備考
①	円	円	
②	円	円	
③	円	円	
④	円	円	
⑤	円	円	
⑥	円	円	
合計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合: 739,000円の範囲内

準半壊の場合: 358,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

(注意) 被災度区分や被災部位によっては、応急修理の対象とならない場合があります。

霧島市長 中重 真一 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所	
会社名	
代表者名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

(※申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

現在の住所	
氏名	

# 施工前の被害状況が分かる写真

氏名

---

①

←部屋名や箇所名を記載

写真を添付

撮影日

---

②

←部屋名や箇所名を記載

写真を添付

撮影日

---

# 施工前の被害状況が分かる写真

氏名

---

③

←部屋名や箇所名を記載

写真を添付

撮影日

---

④

←部屋名や箇所名を記載

写真を添付

撮影日

---

# 施工前の被害状況が分かる写真

氏名

---

⑤

←部屋名や箇所名を記載

写真を添付

撮影日

---

⑥

←部屋名や箇所名を記載

写真を添付

撮影日

---

※この様式は、修理業者が複数の場合のみ使用してください。

### 修理見積書(総括表)

単位:円

業者名	工事内容	金額(税込)	左記のうち、応急修理対象分(税込)
総 額			

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:739,000円の範囲内

準半壊の場合:358,000円の範囲内

※この用紙は、修理業者が複数の場合のみ使用してください

被害を受けた住所の所在地	霧島市
現在の住所	
氏 名	
連 絡 先	